

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 県民環境部・循環型社会推進課

法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律			法令番号	昭和45年法律第137号			
手続名	産業廃棄物処理施設設置者である法人の合併・分割の認可			根拠条項	第15条の4			
審査基準	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4（第9条の6第2項を準用）のとおり。							
	受付機関	循環型社会推進課	処理機関	循環型社会推進課	交付機関	循環型社会推進課	標準処理期間(当該期間には閉庁日を含めない) 60日 標準経由期間 日	目次 No.